

## 委第2号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年3月16日

提出者 議会運営委員長 五 頭 泰 誠

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第75条—第79条）」を「第9節 公聴会，参考人（第74条の2—第74条の8）  
第79条）」に改める。

第7条，第51条第1項，第53条第1項，第56条第1項及び第74条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章中第9節を第10節とし，第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会，参考人  
（公聴会開催の手續）

第74条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは，議長は，その日時，場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第74条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第74条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第74条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第74条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第74条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

第90条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節—第8節 (略)</p> <p><u>第9節 公聴会，参考人（第74条の2—第74条の8）</u></p> <p><u>第10節 会議録（第75条—第79条）</u></p> <p>第2章—第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条—第6条 (略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u> 議了したときは，会期中でも議会の議決により閉会することができる。</p> <p>第8条—第50条 (略)</p> <p>第7節 発言</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第51条 発言は，<u>全て</u> 議長の許可を得たあと，登壇してしなければならない。ただし，簡易な事項については，議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言通告書及び順序)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(発言の通告をしない議員の発言)</p> <p>第53条 発言の通告をしない議員は，通告をした議員が<u>全て</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節—第8節 (略)</p> <p><u>第9節 会議録（第75条—第79条）</u></p> <p>第2章—第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条—第6条 (略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u> 議了したときは，会期中でも議会の議決により閉会することができる。</p> <p>第8条—第50条 (略)</p> <p>第7節 発言</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第51条 発言は，<u>すべて</u> 議長の許可を得たあと，登壇してしなければならない。ただし，簡易な事項については，議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言通告書及び順序)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(発言の通告をしない議員の発言)</p> <p>第53条 発言の通告をしない議員は，通告をした議員が<u>すべて</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p>

第54条・第55条 (略)

(発言内容の制限)

第56条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

第57条—第73条 (略)

(表決の順序)

第74条 (略)

2・3 (略)

4 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

#### 第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第74条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第74条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第74条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第54条・第55条 (略)

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

第57条—第73条 (略)

(表決の順序)

第74条 (略)

2・3 (略)

4 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第74条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第74条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第74条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

#### 第10節 会議録

第75条—第89条 (略)

(議長の秩序保持権)

第90条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を行わないで会議に諮って定める。

第91条 (以下略)

#### 第9節 会議録

第75条—第89条 (略)

(議長の秩序保持権)

第90条 すべて 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を行わないで会議に諮って定める。

第91条 (以下略)